

新型コロナウイルスにかかる注意喚起(続報)

ケニア政府のコロナウイルスに対する検疫体制等について、3月2日、当館から保健省関係者に確認したところ、現状は次のとおりです。

1. 3月2日現在、ケニア政府による国際空港における検疫体制は、従来と同様の措置との由です(2日付の Daily Nation 紙の「新型コロナウイルス国家緊急対策委員会」が、韓国、イタリア及びイランからケニアへ入国する渡航者に対して、14日間の自主的な隔離を求める旨発表したとする記事は事実ではない由。)

2. すなわち、特定の地域、国からの来訪者に対する検査の強化、隔離等の措置ではなく、外国人、ケニア人を問わず、すべての入国者に対して発熱等があるか否かについて機材を使用した監視(surveillance)、発熱があった場合に医師による診断を行った上で、ナイロビ市内の病院に隔離措置を実施してきています。

これまでのところ、ケニア人6人がジョモ・ケニヤッタ国際空港において、コロナウイルス感染の疑いで市内の病院で隔離されました。しかしながら検査の結果、いずれも陰性と診断されており、ケニア人、外国人を問わず、感染者は確認されていません。

在留邦人の皆様、ケニアへ渡航を計画されている皆様におかれましては、本件にかかる今後のケニア政府からの発表等にご注意願います。

令和2年3月3日

在ケニア日本国大使館

電話:020-2898-000(24時間対応)

ホームページ: <http://www.ke.emb-japan.go.jp/>